（注意事項）

1　金融商品又は金融指標別に取引の類型（先物取引、オプション取引等）ごとに区分のうえ、取引契約金額（想定元本ベース）を記載すること。

2　「媒介等」の欄には、媒介、取次ぎ及び代理に係るものを記載すること。

3　外貨建ての取引の場合は、期末の外国為替レートにより邦貨換算すること。

⑤　有価証券に関連する外国市場デリバティブ取引の状況　（単位：百万円）

区　分	取引の種類	委　託	自　己	計
株券に係る取引	先物取引			
	オプション取引			
	その他			
債券に係る取引	先物取引			
	オプション取引			
	その他			
その他	先物取引			
	オプション取引			
	その他			

（注意事項）

1　外国市場デリバティブ取引の状況について、原資産となる有価証券の区分及び取引の種類ごとに記載すること。

2　「取引の種類」の「先物取引」の欄には、外国金融商品市場において行う取引であって（以下、「オプション取引」の欄及び「その他」の欄において同じ。）、法第28条第８項第３号イ及びロに掲げる取引と類似の取引に係る取引契約金額を、「オプション取引」の欄には、同号ハに掲げる取引と類似の取引に係る取引契約金額を、「その他」の欄には、同号ニ及びホに掲げる取引と類似の取引に係る取引契約金額をそれぞれ想定元本ベースで記載すること。

3　外貨建ての取引の場合は、期末の外国為替レートにより邦貨換算すること。

⑥　有価証券の引受け及び売出し並びに特定投資家向け売付け勧誘等並びに有価証券の募集、売出し及び私募の取扱い並びに特定投資家向け売付け勧誘等の取扱いの状況

（単位：千株、百万円）

		引受高	売出高	特定投資家向け売付け勧誘等の総額	募集の取扱高	売出しの取扱高	私募の取扱高	特定投資家向け売付け勧誘等の取扱高
株券	株数	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）
	金額	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）
債券	国債証券							
	地方債証券							
	特殊債券							
	社債券	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）
	計	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）
受益証券					（　）	（　）	（　）	（　）
その他		（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）

（注意事項）

1　「株券」の欄以外の欄には、額面金額を記載すること。

2　「引受高」の欄には、引受責任を有するもの（残額引受けの場合には、有価証券の募集、売出し若しくは私募の取扱い又は特定投資家向け売付け勧誘等の取扱いに係る部分を含み、法第２条第６項第３号に定める契約に基づく引受けの場合には、引受けの対象となる新株予約権証券（同号に規定する新株予約権証券をいう。以下この２において同じ。）の全てを取得することになったと仮定した場合の新株予約権証券に係る新株予約権（同号に規定する新株予約権をいう。）の行使により取得する有価証券の数及び取得価額とする。）を記載すること。

3　「売出高」及び「特定投資家向け売付け勧誘等の総額」の欄には、引き受けた有価証券又は自己が保有している有価証券を売り出した場合（当該有価証券の買付けの申込み又は売付けの期間を定めて行う場合に限る。）又は特定投資家向け売付け勧誘等を行った場合（当該有価証券の買付けの申込み又は売付けの期間を定めて行う場合に限る。）のものを記載すること。

4　「募集の取扱高」、「売出しの取扱高」、「私募の取扱高」及び「特定投資家向け売付け勧誘等の取扱高」の欄には、有価証券の募集、売出し若しくは私募又は特定投資家向け売付け勧誘等に係る有価証券の売りさばきのみを取り扱った場合の取扱高及び残額引受けの場合の有価証券の募集、売出し若しくは私募の取扱高又は特定投資家向け売付け勧誘等の取扱高を記載すること。

⑦　有価証券の貸借等の状況　（単位：千株、百万円）

	貸　借	貸借の媒介	貸借の代理
株　券			
債　券			
その他			

（注意事項）

有価証券の貸借の株数又は額面金額（信用取引に付随するもの及び証券金融会社から取引所金融商品市場の決済機構を利用して借り入れたものを除く。）を約定基準により記載すること。